

## 宮城・田道町遺跡C地点

たみちちょう

1 所在地 宮城県石巻市田道町

2 調査期間 一九九一年(平3)九月～一九九二年一月

3 発掘機関 石巻市教育委員会

4 調査担当者 芳賀英実・佐々木淳・岡道夫・木暮亮

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 古墳時代・奈良・平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

田道町遺跡は、JR仙石線陸前山下駅の東側一帯、石巻市田道町一丁目から二丁目にかけて広がる遺跡である。この遺跡の北約1km

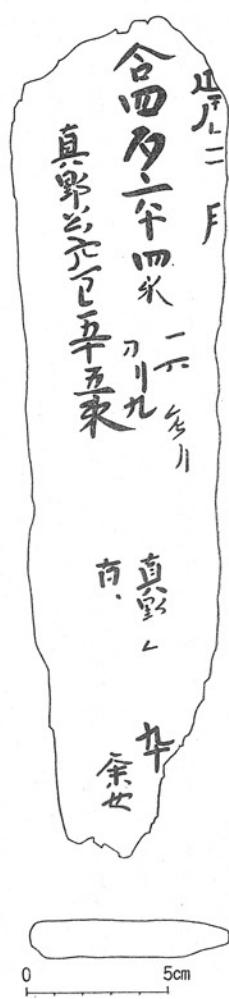
のところで、南流してきた北上川が東に大きく向きを変え、更に南に向きを変え、石巻湾に注いでいる。その河口西岸には、標高約50mの日和山丘陵がある。この日和山丘陵の北側一帯には標高1m前後の沖積平野が広がるが、所により自然堤防の一つに営まれた遺跡で、標高は1・2～1・4mである。本遺跡の北側に隣接して横堤遺跡、東側約500mの所には清水尻遺跡がある。この清水尻遺跡は、古代牡鹿郡衙の推定地として現在最も有力視されている赤井遺跡(桃生郡矢本町)が八世紀中頃に廃絶した後、牡鹿郡衙がこの遺跡に移ったとする説もあり、重要視されている。



(石) 卷

田道町遺跡は、JR仙石線陸前山下駅の東側一帯、石巻市田道町一丁目から二丁目にかけて広がる遺跡である。この遺跡の北約1kmのところで、南流してきた北上川が東に大きく向きを変え、更に南に向きを変え、石巻湾に注いでいる。その河口西岸には、標高約50mの日和山丘陵がある。この日和山丘陵の北側一帯には標高1m前後の沖積平野が広がるが、所により自然堤防の一つに営まれた遺跡で、標高は1・2～1・4mである。本遺跡の北側に隣接して横堤遺跡、東側約500mの所には清水尻遺跡がある。この清水尻遺跡は、古代牡鹿郡衙の推定地として現在最も有力視されている赤井遺跡(桃生郡矢本町)が八世紀中頃に廃絶した後、牡鹿郡衙がこの遺跡に移ったとする説もあり、重要視されている。

掘立柱建物は、調査区の西側に集中している。これらは、多少の振れ幅は認められるものの、ほぼ真北線に沿って建てられている。掘立柱建物は、調査区の西側に集中している。これらは、多少の振れ幅は認められるものの、ほぼ真北線に沿って建てられている。特に奈良・平安時代の堅穴住居は、一辺の大きさが7～10mで、この時期の堅穴住居としては非常に大型である。住居の南北中軸線は、ほぼ真北線に沿っている。出土遺物には、八世紀後半から九世紀にかけての土師器や須恵器などの土器のほか、釣針、斧、紡錘車、刀子等の鉄製品、銅製の帶金具(巡方)があり、A地点の遺構、遺物とは様相が異なっている。



しかし、一棟だけ東に大きく振れた形で建てられている建物がある。

調査区の外側に伸びているため、その規模は不明であるが、二間×三間以上である。木簡はこの建物の北西隅柱穴から出土した。墨書き面を下にして、柱穴底面にほぼ真横になった状態で出土した。この出土状態からみて、木簡として廃棄された後に柱の基礎板として転用されたものと考えられる。

また、調査区の西端には、東西に伸びる幅二・四mの溝跡が確認されたが、調査区外に及んでいるため詳細は不明である。

遺跡の性格については、前述のとおりA地点とは異なる様相を呈しており、堅穴住居の大きさ、帶金具の出土、ある程度の規格性を持つ掘立柱建物の存在、木簡の内容から見て、古代牡鹿郡の公的な施設のあった可能性を指摘できる。しかし、整理作業が終了していないことを含め、類例等種々の検討が必要であるので、現段階では確言できない。

## 8 木簡の积文・内容

(1)

延暦十一

〔年カ〕

合四百六十四束  
〔束カ〕  
刀九  
〔刀カ〕  
九  
〔九カ〕

真野公穴五十五束

真野公  
〔公カ〕  
奈女  
〔奈女カ〕

(302)×(78)×14 081

木簡の遺存状態は、腐蝕が著しく、非常に脆弱である。現在の形状は腐蝕によるもので、原状はかなり大型の短冊型をなしていたと推測できる。裏面は全く加工されておらず、木簡としての調整面は表のみである。

中央上部に記された「合四百六十四束」は総計部分で、数量単位は墨痕が薄く確定できないが、次行の内訳部を参考にすれば、「束」

であろう。内訳の人名のほとんどを占める「真野公」については、『日本後紀』弘仁六年（八一五）三月丁酉条に、陸奥国遠田郡の人として真野公・菅山等四六人が真野連姓に改められている記事がある。本木簡の出土地は古代の牡鹿郡内とみて間違いないが、遠田郡は牡鹿郡に隣接し、ともに陸奥国北部のいわゆる海道地域に属していた。なお、遠田郡は郡領が田夷を冠せられていたように、通常の令制郡と異なる扱いをうけている。「真野公」は、古代の牡鹿郡内、現石巻市真野の地名に由来するものと思われ、遠田郡の真野公はむしろ牡鹿郡からの移住等によるのではないかと推測される。

次に、木簡の性格については、全文が不明であるので確定できないが、全体構成を他の史料と比較するならば、一定の推定は可能となるであろう。全体構成は「年紀+総計+内訳」「人名+数量（単位は束）」となっている。人名部分は現状で七名まで確認でき、その中に「□□□奈女」のような女性名も含まれている。その総計「四百六十四束」に注目するならば、近年発見されている出土史料にきわめて近似した数値を有するものがある。一つは、埼玉県行田市の小敷田遺跡の三号木簡で『木簡研究』七では<sup>(2)</sup>、「(表)九月七日、五百廿六、次四百(裏)卅六、次四百八束、并千三百七十、小稻二千五十五束」と出挙を記録したものである。三回の総計が一三七〇束であるが、一回ごとの出挙額は、平均すると四五七束となる。もう一つは、茨城県石岡市の鹿の子C遺跡の出挙帳（一七四号漆紙文書）で

ある。この帳簿は一〇人または一一人単位に小計されており、現状では一人平均四九束、一〇人単位とすれば、総計は四九〇束となる。これらの史料では、前者は八世紀初頭前後、後者は延暦期と年代差はあるが、出挙額は一人平均四五七束、その出挙額のとりまとめ方が一〇人程度を単位として記録されているところに共通した特徴をもっている。この点を参照するならば、本木簡は、延暦一年（七九二）分の出挙額を記録した木札とみなすことができる。「真野公穴万呂五十五束」をはじめとして、おそらくは一〇人程度の総計が「合四百六十四束」であったのであろう。

以上の推測が妥当なものとするならば、本木簡は八世紀末において、律令国家に服属した牡鹿地方の有力な蝦夷の一つと考えられる「真野公」集団に対して、出挙を「内国」なみに実施したことを示すきわめて重要な史料であるといえよう。